

平成24年行政事業レビューシート

(文部科学省)

事業名	国宝・重要文化財等の保存整備等	担当部局庁	文化庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和25年度	担当課室	文化財部伝統文化課 文化財部美術学芸課 文化財部記念物課 文化財部参事官(建造物担当)		伝統文化課長 湊屋 治夫 美術学芸課長 江崎 典宏 記念物課長 矢野 和彦 参事官(建造物担当) 村田 健一		
会計区分	一般会計	施策名	XⅢ-2 文化財の保存及び活用の充実				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	文化財保護法 第35条、第74条、第77条等	関係する計画、通知等	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針) (平成23年2月8日閣議決定) 他				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国民共有の財産である国宝・重要文化財等を確実に次世代に継承するために、所有者・管理団体等が行う文化財保護のための事業に対する国庫補助や、重要無形文化財保持者(いわゆる人間国宝)への助成を行う。また、文化財修理用資材の安定的な確保と当該資材に関わる技能者の育成を目的として「ふるさと文化財の森」システム推進事業を実施する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1. 文化財保護法に基づき国が指定等した文化財の保存を図るため、有形の文化財(建造物、美術工芸品、民俗文化財等)については保存修理、防災施設の設置等に対して、また、無形の文化財(芸能、工芸技術、民俗芸能等)については伝承者養成や記録作成等に対して国庫補助を行う。(補助率50%~85%) 2. 重要無形文化財保持者(いわゆる人間国宝)が行う伝承者養成、技術錬磨の活動に対して助成する。 3. 文化財建造物の修理用資材供給林(「ふるさと文化財の森」)の設定を行うとともに、資材に関する普及啓発事業への支援を行う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		当初予算	20,474	21,828	19,774	19,216	20,865
		補正予算	1,045	▲ 741	-	-	
		繰越し等	▲ 393	▲ 175	▲ 1,511	2,434	
	計	21,125	20,912	18,263	21,650	20,865	
	執行額	20,573	20,597	19,131			
執行率(%)	97.4%	98.5%	104.8%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	補助を実施する都道府県数			47	47	47	47
			達成度	%			
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	文化財補助金の補助対象件数			2,028	2,052	1,881	—
			活動実績 (当初見込み)	件	()	()	()
単位当たりコスト	9,716,099(円/件)		算出根拠	23年度決算額 19,131百万円 23年度補助事案件数 1,969件			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	諸謝金	0.3百万円	0.5百万円				
	職員旅費	0.7百万円	0.7百万円				
	委員等旅費	0.8百万円	0.8百万円				
	庁費	5百万円	4百万円				
	文化芸術振興委託費	12百万円	12百万円				
	国宝重要文化財等保存整備費補助金	18,965百万円	20,614百万円				
	重要無形文化財保存特別助成金	232百万円	232百万円	※要求額のうち、重点要求 1,500百万円			
計	19,216百万円	20,865百万円	※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	・文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)の重点戦略に挙げられており、国として実施する必要がある。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	・補助対象事業については、全都道府県から事業計画聴取を行い、事業の緊急性・有効性を勘案して決定している。 ・文化財の所有者等が実施する復旧事業の経費について、原則50%を補助する。 ・補助対象経費については、各事業要項で厳格に定めている。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	・実績報告書の精査を行うとともに、整備された施設、成果物の活用状況の現地確認、会計処理などの実地検査等を行い、より適正に補助金が執行されるよう努めている。 ・文化財補助事業は、文化財保護法に基づき指定等された文化財(国指定等文化財)の保存修理事業等に補助を行い、国民共有の財産である文化財を着実に次世代に継承することを目的としている。一方、国土交通省の事業は、国指定等文化財以外の歴史的風致維持向上のために重要な建物等の整備等に補助を行い、交流人口の拡大を通じた地域振興・活性化を図ることを目的としていることから、役割分担は明確になっている。
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名 景観・歴史的環境形成総合支援事業(国土交通省)	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>・本事業は、文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)の重点戦略(4)(文化財の種類や特性に応じて、計画的に修復、防災対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図る)に沿った事業を実施するものであり、国として実施する必要がある。</p> <p>・申請内容、積算等について、各事業要項に照らして精査し、効果的・効率的な執行に努めている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善	<p>1. 事業評価の観点: 本事業は、「文化財保護法」に基づき、国宝、重要文化財等の所有者又は管理団体等が実施する文化財保護のための事業に対し補助を行うものであり、長期継続事業の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見: 本事業については事業内容を再点検し、補助事業者のニーズや修理の緊急性等を踏まえた適正な事業量算定に基づき、メニュー毎の予算規模の適正化に引き続き努めるべきである。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
縮減	<p>平成25年度概算要求においては、補助事業者からの事業実施要望に補助メニュー毎の過去の執行実績を勘案しつつ、防災対策・災害復旧にも重点を置くなどし、概算要求に▲776百万円反映した。</p>		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)(平成23年2月8日閣議決定) http://www.bunka.go.jp/bunka_gyousei/housin/kihon_housin_3ji.html</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0477	平成23年行政事業レビュー	0401

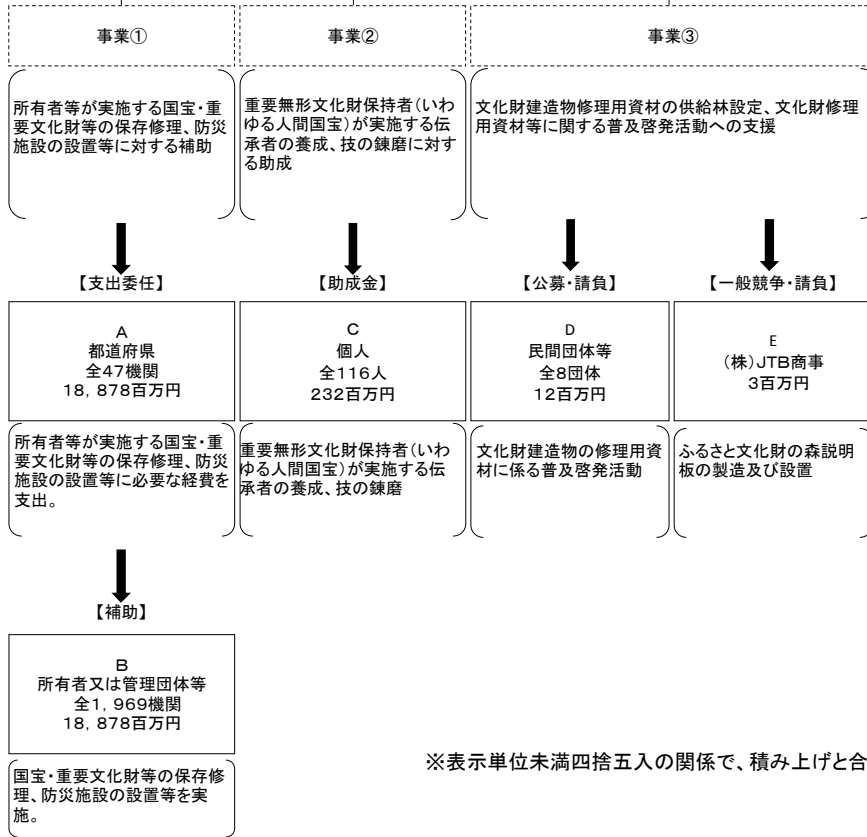
※平成23年度実績を記入

諸謝金 0.3百万円
 委員等旅費 0.8百万円
 職員旅費 1.9百万円
 庁費 2.3百万円

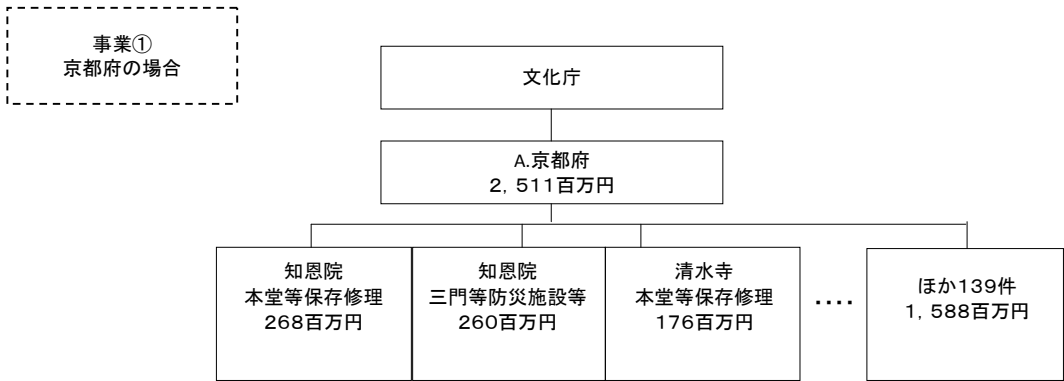
を含む

※上記費目において1件100万円以上の支出はない。

文化庁
 19,131百万円



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 行っているか
 について補足
 する)(単位:
 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」において
 ブロックごとに
 最大の金額
 が支出されて
 いる者につい
 て記載する。
 費目と使途の
 双方で実情が
 分かるように
 記載)

A.京都府			E.(株)JTB商事		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	支出委任	2,511	役務費	ふるさと文化財の森看板製造・設置	3
計		2,511	計		3
B.輪王寺			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	輪王寺本堂(三仏堂)ほか2棟保存修理	327			
計		327	計		0
C.個人A			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	重要無形文化財の伝承者の養成、技の錬磨	2			
計		2	計		0
D.やさと茅葺屋根保存会			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	ふるさと文化財の森普及啓発事業	2			
計		2	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	京都府	支出委任	2,511	—	—
2	奈良県	支出委任	1,592	—	—
3	東京都	支出委任	1,106	—	—
4	栃木県	支出委任	711	—	—
5	島根県	支出委任	692	—	—
6	沖縄県	支出委任	678	—	—
7	福岡県	支出委任	671	—	—
8	兵庫県	支出委任	629	—	—
9	山口県	支出委任	528	—	—
10	大阪府	支出委任	501	—	—

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	輪王寺(栃木)	輪王寺本堂(三仏堂)ほか2棟保存修理	327	—	—
2	出雲大社	出雲大社本殿ほか22棟保存修理	326	—	—
3	知恩院	知恩院本堂(御影堂)及び集會堂ほか2棟保存修理	268	—	—
4	全国文化財保存技術連合会	選定保存技術の技術者養成及び研修等	266	—	—
5	知恩院	知恩院三門ほか9棟並びに宋版一切経ほか11件防災施設等	260	—	—
6	勝興寺	勝興寺大広間及び式台ほか10棟保存修理	255	—	—
7	東照宮	東照宮本殿、石の間及び拝殿ほか4棟保存修理	200	—	—
8	清水寺	清水寺本堂ほか8棟保存修理	176	—	—
9	薬師寺	薬師寺東塔保存修理	174	—	—
10	善導寺	善導寺大庫裏ほか6棟保存修理	168	—	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	重要無形文化財の伝承者の養成、技の錬磨	2	—	—
2	個人B	重要無形文化財の伝承者の養成、技の錬磨	2	—	—
3	個人C	重要無形文化財の伝承者の養成、技の錬磨	2	—	—
4	個人D	重要無形文化財の伝承者の養成、技の錬磨	2	—	—
5	個人E	重要無形文化財の伝承者の養成、技の錬磨	2	—	—
6	個人F	重要無形文化財の伝承者の養成、技の錬磨	2	—	—
7	個人G	重要無形文化財の伝承者の養成、技の錬磨	2	—	—
8	個人H	重要無形文化財の伝承者の養成、技の錬磨	2	—	—
9	個人I	重要無形文化財の伝承者の養成、技の錬磨	2	—	—
10	個人J	重要無形文化財の伝承者の養成、技の錬磨	2	—	—

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	やさと茅葺屋根保存会	「ふるさと文化財の森システム推進事業」普及啓発事業の実施	2	企画競争	—
2	重要文化財浄土寺保存修理普及啓発事業実行委員	「ふるさと文化財の森システム推進事業」普及啓発事業の実施	2	企画競争	—
3	森の郷なかなた産物組合	「ふるさと文化財の森システム推進事業」普及啓発事業の実施	2	企画競争	—
4	河内長野市教育委員会	「ふるさと文化財の森システム推進事業」普及啓発事業の実施	2	企画競争	—
5	(公社)全国社寺等屋根工事技術保存会	「ふるさと文化財の森システム推進事業」普及啓発事業の実施	1	企画競争	—
6	(一社)日本茅葺き文化協会	「ふるさと文化財の森システム推進事業」普及啓発事業の実施	1	企画競争	—
7	文化財を学び伝える会	「ふるさと文化財の森システム推進事業」普及啓発事業の実施	1	企画競争	—
8	特定非営利活動法人石川県茅葺き文化研究会	「ふるさと文化財の森システム推進事業」普及啓発事業の実施	1	企画競争	—

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)JTB商事	ふるさと文化財の森看板製造・設置	3	2	50.0%